

## 個別審査基準

点数の高い補助事業から優先的に採択します。該当する点数を自己採点欄に記載し、関係書類とあわせて添付して提出してください。  
(市が計画等の確認を行い、点数が変更となる可能性があります。)

審査事項 (配点)	細審査項目 (配点)		個別審査基準	点数	配点	自己 採点	市 確認	審査項目の考え方
1 施設の老朽度について (計45点)	【整備区分が増築、増改築、改築、民老改築の場合】 (1)-1 厚生労働省「老朽民間児童福祉施設等の整備について」による老朽度調査における現存度 (最大20点)	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、ブロック造	①50%以下	20	20			厚生労働省「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に基づく、1級建築士の資格を有する者が作成した老朽度調査表(調査日及び調査員の名称、現存率が記載されたもの)をあわせて添付すること。  老朽度調査とは上段による調査(構造、躯体等に係る部分を除く。)、特殊建築物定期調査とは建築基準法12条1項による調査を、特殊建築物定期検査とは同法12条3項による検査を指し、いずれも結果を添付すること。 なお、必ずしも調査・検査等の実施を要件とはしていないが、建築士等による修繕すべき部分や理由が客観的に分かる資料や写真等をあわせて添付すること。
			②60%以下	15				
			③70%以下	10				
		木造	①3,200点以下	20				
			②3,850点以下	15				
			③4,500点以下	10				
	【整備区分が大規模修繕等、賃貸物件による保育所等改修の場合】 (1)-2 老朽度調査(構造、躯体に係る部分を除く。)、特殊建築物定期調査、特殊建築物定期検査またはこれらに準ずる調査・検査等における実施結果 (最大20点)		①児童・職員等に多大な危険が生じる可能性があり、特に緊急を要すると客観的に判断される	20				
			②児童・職員等に危険が生じる可能性があり、緊急を要すると客観的に判断される	15				
			③児童・職員の安全面に影響を及ぼす可能性があり、至急実施すべきであると客観的に判断される	10				
	(2)建物の経過年数について (最大15点)		①建物の経過年数が最も長い	15	15			
②建物の経過年数が2番目に長い			12					
③建物の経過年数が3番目に長い			9					
④建物の経過年数が4番目に長い			6					
(3)耐震診断について (日本建築防災協会の診断基準に基づく診断) (最大10点)		①Is値<0.3、またはIw値<0.7 (震度6強の地震に対して倒壊可能性が高い)	10	10			耐震診断を行った結果左記のような結果が出た施設に加点する。 なお、耐震診断の結果が分かる書類をあわせて添付すること。	
		②0.3≤Is値<0.6、または0.7≤Iw値<1.0 (震度6強の地震に対して倒壊可能性がある)	5					
2 補助の公平性について (計30点)	(4)近年の施設整備補助状況について (最大10点)		①同一施設で直近20年以内に八王子市から施設整備に係る補助金を受けていない(5)②に該当する場合を除く。)	10	10			
			②同一法人で直近10年以内に八王子市から施設整備に係る補助金を受けていない	5				
	(5)指導監査結果について(5点)		行政指導監査結果について、文書指導事項がないまたは、文書指導事項があったが改善されている	5	5		文書指導事項があった場合、その写しをあわせて添付すること。	
	(6)前年度継続協議案件について(15点)		前年度に仮決定したが事業とならなかった案件または、国補助協議において採択されなかった案件である	15	15			
合計(1(2)を除く)					60			1(2)は相対評価のため、これを除く部分を採点してください。
合計					75			自己採点部分は記載不要です。